【コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)】

1. コミュニティ・スクールとは(文部科学省HPより)

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

法律(地教行法第47条の5)に基づいて教育委員会が学校に設置する学校運営協議会には、主な役割として、

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができるの3つがあります。
- 2. 我孫子市におけるコミュニティ・スクール
 - (1)学校運営協議会設置時期 令和4年4月1日 中区ごとに導入
 - (2)法整備について

我孫子市学校運営協議会設置規則・要綱については、令和3年度中に整備する予定

(3)現在の活動

指導課担当が、各小中学校を訪問して管理職と話をし、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)についての説明を行い、 課題等を洗いだしている。

長

学校運営の

基本方針

学校運営・

教育活動

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



協議会の設置 委員の任命

協議会の適正な 運営を確保する 措置

委員の任命に 校長の意見を反映

学校運営に関する

意見

教職員の任用に関する 意見

柔軟な運用を 可能とする仕組みへ

教職員の任用 (学校運営協議会 の意見を尊重)

都道府県

教育委員会

複数校について一つの協 議会を設置可能に



小中一貫型小・中学校など

コミュニティ・スクール

(学校運営協議会を設置した学校)

(委員) 保護者代表・地域住民

地域学校協働活動推進員 など



学校運営への必要な支援に関する協議

情報提供・協議を 協議の結果に係る 情報提供の努力義務



保護者・地域住民等 (地域学校協働本部等) 踏まえた支援活動



説明

承認

説明

意見

1

<学校運営協議会の主な役割 >

地教行法第四十七条の五

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べ ることができること